

洲本市子育て応援パスポート事業協賛店舗等募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、洲本市子育て応援パスポート事業（以下「本事業」といいます。）の実施に関し、洲本市子育て応援パスポート事業実施要綱（平成27年洲本市告示第41号）に定めるもののほか、本事業への協賛を行う事業者にとっていただきたい事項等について定めるものです。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 利用者 本事業を利用するための申請を行った後、利用が適当と認められた者をいいます。
- (3) パスポートカード 前号の利用者に交付するもので、本事業の趣旨に協賛した事業者の店舗等に提示することによりサービスを受けることができるものをいいます。その意匠は別に定めます。
- (4) 協賛店舗等 本事業の趣旨に協賛し、パスポートカードの利用者に子育て支援サービスを提供する事業者及びその店舗又は施設をいいます。
- (5) 協賛ステッカー 協賛店舗等が本事業に参加している旨を掲示するための物をいいます。その意匠は別に定めます。

(事業の定義)

第3条 本事業は、市が、市内において住民登録のある子ども又は妊娠中の者に対し、パスポートカードを交付するとともに、当該パスポートカードの提示を行う者に対し、市の承認を受けた子育て応援サービス（以下「サービス」といいます。）を提供する店舗等を確保することにより、当該パスポートカードの利用促進を図り、もって子育て家庭を経済的、物理的に支援するために行うものです。

(協賛店舗等登録の手続等)

第4条 本事業の協賛申込みは、市長が定める子育て応援パスポート事業協賛店舗等申込書（様式第1号）により行います。

- 2 市長は、前項の申込書を受理したときは、サービスの内容が本事業の趣旨にそぐわないと認める場合を除き、協賛店舗等として登録を行い、申込者に対して協賛店舗等ご

とに協賛ステッカーを交付します。

- 3 協賛店舗等は、第2項に規定する登録の内容を変更しようとするときは、あらかじめ子育て応援パスポート事業協賛店舗等変更（廃止）届出書（様式第2号。以下「届出書」といいます。）により市長に届け出てください。
- 4 市長は、前項の届出書を受理した場合において、変更しようとするサービスの内容が本事業の趣旨にそぐわないと認めるときは、協賛店舗等と協議の上、サービスの内容の変更を求めることができますものとしします。
- 5 市長は、協賛店舗等が前項の規定によるサービスの内容の変更に応じないときは、協賛を取り消すことができますものとしします。
- 6 協賛店舗等は、第2項の規定による登録を廃止しようとするときは、届出書により市長に届け出てください。
- 7 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱い及びサービス内容の周知に関し、次の各号に定める事項を守ってください。
 - (1) 協賛ステッカーをパスポートカードの使用者が見やすい位置に掲示すること。
 - (2) パスポートカードの使用者が分かりやすいように、サービス内容を任意の方法により協賛店舗等内に掲示するよう努めること。
 - (3) サービス内容を変更したときは、速やかに協賛店舗等内の掲示内容を変更すること。
 - (4) 協賛を廃止したとき又は取り消されたときは、速やかに協賛ステッカーを撤去すること。
- 8 市長は、協賛店舗等について店舗等の名称、所在地及びサービス内容を取りまとめ、印刷物及びホームページなどにより広く市民に周知します。
- 9 市長は、第3項及び第6項の規定による届出を受けたときは、すみやかにホームページ等の周知内容を変更します。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行します。



様式第1号（第4条関係）

洲本市子育て応援パスポート事業協賛店舗等申込書

年 月 日

洲本市長 様

洲本市子育て応援パスポート事業の協賛店舗等として登録を申し込みます。

住所または所在地	〒		
氏名または名称及び 代表者職氏名			
担当窓口	担当者（部署）		
	TEL	FAX	
	メールアドレス		
（フリガナ）			
店舗・施設等の名称			
ホームページアドレス			
協賛開始日	年 月 日		
協賛内容 （提供していただくサービスを提供の条件を記入してください。）	<input type="checkbox"/> 割引・無料 <input type="checkbox"/> プレゼント <input type="checkbox"/> その他（ ） 条件等（ ）		
業種区分 （いずれかに○をつけてください）	買う 健康 金融	食べる 理美容 その他（具体的に	学ぶ 育児 見る・遊ぶ クリーニング 住まい 写真
営業時間	午前・午後	時 分	～午前・午後 時 分
定休日			
お店のPRや子育て家庭へのメッセージ			

店舗紹介用の写真等（1枚まで）がある場合は、電子メールで送信してください。
メールアドレス kodomo@city.sumoto.lg.jp



様式第2号 (第4条関係)

洲本市子育て応援パスポート事業協賛店舗等変更 (廃止) 届出書

年 月 日

洲本市長 様

洲本市子育て応援パスポート事業の協賛店舗等として承認を受けた事項について、下記のとおり変更 (廃止) することを届け出ます。(変更箇所のみ記入してください。)

住所または所在地	〒				
氏名または名称及び 代表者職氏名					
担当窓口	担当者 (部署)				
	TEL		FAX		
	メールアドレス				
(フリガナ)					
店舗・施設等の名称					
ホームページアドレス					
変更 (廃止) 開始日	年 月 日				
変更内容 (提供していただくサービスを提供の条件を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 割引・無料 <input type="checkbox"/> プレゼント <input type="checkbox"/> その他 ()				
	条件等 ()				
業種区分 (いずれかに○をつけてください)	買う	食べる	学ぶ	見る・遊ぶ	住まい
	健康	理美容	育児	クリーニング	写真
	金融	その他 (具体的に)			
営業時間	午前・午後	時	分	～午前・午後	時 分
定休日					
お店のPRや子育て家庭へのメッセージ (変更がある場合に記入してください)					

(注1) この届出書は、変更する日の2週間前までに提出してください。

(注2) 廃止の場合は、速やかにこの届出書を提出してください。

洲本市子育て応援パスポート事業

